

**指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合****➤ 算出方法**

$$\cdot \frac{[(1)+(2)+(3)+(4)]}{(5)} \times 100$$

- ①新規に無保証で融資した件数
- ②経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数
- ③経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数
- ④経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数
- ⑤新規融資件数

**➤ 件数集計の留意事項**

- ・中小企業者(中小企業基本法第2条1項に定める定義に基づくもの、個人事業主を含む)への融資件数を計上
- ・信用保証協会の保証付き融資も対象
- ・手形割引において、一度に複数枚の手形が持ち込まれた場合には、まとめて融資件数1件として計上
- ・極限度額貸付(当座貸越、手形貸付、手形割引等の契約に基づかない極度枠の場合を含む)は、極限度額の設定・更新時に融資件数1件として計上
- ・新規貸付により旧債務を回収した場合(いわゆる、「手形の書換え」)も計上

**指標2. 事業承継時における保証徴求割合(4類型)****➤ 算出方法**

$$\cdot \frac{(6)}{(6)+(7)+(8)+(9)} \times 100$$

$$\cdot \frac{(7)}{(6)+(7)+(8)+(9)} \times 100$$

$$\cdot \frac{(8)}{(6)+(7)+(8)+(9)} \times 100$$

$$\cdot \frac{(9)}{(6)+(7)+(8)+(9)} \times 100$$

- ⑥代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数
- ⑦代表者の交代時において、旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数
- ⑧代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数
- ⑨代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数

**➤ 件数集計の留意事項**

- ・中小企業者(中小企業基本法第2条1項に定める定義に基づくもの、個人事業主を含む)への融資に付帯する保証件数を計上
- ・代表者の交代とは、各金融機関において登録されている代表者(代表取締役社長など)の変更を指し、旧経営者が保証を提供している先において、代表者の交代手続きが行われた場合は全て対象
- ・代表者の交代が行われたが、保証契約の解除・締結などの手続きが翌半期となった場合は、前半期の実績を修正するとともに、翌半期の実績として計上

**【備考】**

※上記、2指標について半期毎(上期:4~9月、下期:10~3月)の実績を公表(初回公表は令和元年度下期分)

※算出方法は、当庁が民間金融機関から報告を受けている「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績と同一の基準

※「件数集計の留意事項」は、当庁が民間金融機関から報告を受けている「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績の集計基準のうち主なものを記載